

平成25年(ネオ)第11号

上告人 インドネシア環境フォーラム

被上告人 国外2名

上告理由書

2013年6月3日

最高裁判所 御中

上告人訴訟代理人

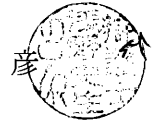
弁護士 浅野史



弁護士 稲森幸



弁護士 大口昭彦



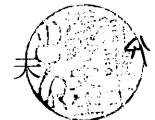
弁護士 奥村秀



弁護士 籠橋隆



弁護士 河村健



弁護士 古川



言己

第1章 上告人ワルヒ上告理由の要旨

また団体もその目的にそって活動することにより社会に実在しており、憲法はその目的に応じて団体の人権を保障している。上告人ワルヒは自然保護活動を通じて国民、人類の自然を享受する権利に奉仕する団体であることから、自然的利益を享受する権利(憲法13条)を有する。原審判断は上告人ワルヒの人格的利益、結社としての活動を侵害するもので憲法13条、憲法21条に違反する。

第2章 上告人ワルヒの上告理由



第1 上告人ワルヒについて

1 上告人ワルヒ (WALHI) の目的は、天然資源や自然環境を適正かつ持続的に管理することである。ワルヒの主な活動は、政策研究の指導、自然環境や天然資源問題に対するアドボカシー活動の指導、自然環境や天然資源の管理に国民一般が参加するように啓蒙活動、および、各組織の能力開発といったものである。

上告人ワルヒはインドネシア各州に組織を持ち、各地のローカルな課題に取り組んでいるほか、本件のような全国規模の課題についても取り組んでいる。

2 上告人ワルヒとしての活動は、1980年10月15日に、同名のNGOとして設立された時に始まる。その後、1982年10月15日に財団として設立され、今日に至っている。財団については規約を持ち、それによると、創立委員会、全権委員会、顧問、常任委員会からなる。

上告人ワルヒでは全権委員会が意思決定する。同委員会は少なくとも3か月に1回は会議が開催され、規約の一部を削除する場合以外は、全権委員会の総員の3分の2を定足数とし、各委員1票の多数決で決する。

3 上告人ワルヒはいわば権利能力無き財団として慣習法に基づいて成立が認められてきたが、2001年「財団に関するインドネシア共和国法2001年第16号」(甲C42)により法人として設立が認められた(甲C43号)。

第2 公益の代弁者としての上告人ワルヒの地位

1 本件ダムサイトはスマトラトラ、スマトラ・バクなどの希少野生動物が生息するなどきわめて自然度の高い地域であった。また、上告人住民は自然生態系の利益を享受しつつ農耕などを営み、さらには独自の文化を創り上げていった。これらの自然、原告ら住民の文化は住民のみならず、インドネシア共和国のさらには人類の共通の財産として高い公共性を有する。かような自然度の高い地域については人類の財産として保護されなければならない。

2 自然を保護法益とする国際秩序は、個別種からその種を含む生態系へ、希少種から生物多様性へ広げられ、地理的範囲及び時間的枠組みも拡大され、目的も持続可能性へと発展していった。いくつかの渡り鳥条約、ラムサール条約、ワシントン条約、生物の多様性条約など多くの国際条約が国境を越えたルールを作り始めている。生物種、あるいは生物の多様性それ自体の価値がグローバルコモンズとして主権を超えた規制として働きつつある。環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言(1992年)全文は「我々のふるさと地球の持つ統合的かつ相互依存的性向・・・」として、地球を「我々のふるさと」と呼んだ。

3 このような高い自然度を有する自然については高い公共性を持ち、その保護は条理上必要なのである。なぜなら、自然に価値があるといっても、自然に対する侵害行為に対して自然が防衛されなければ何の意味もないからである。ところで、誰が代弁者になるかについては直ちに上告人ワルヒに管理者の地位が与えられるという訳ではない。特に、

具体的事件を求める訴訟の本来的性格からすれば当該自然との具体的関わりによって自然を代弁する者が決められなければならない。自然の価値は世代、国境を越えた普遍的価値を有すると共に、一方で個人の尊厳に根ざした個別的な価値をも持つという2面性があった。いかなる者に公共の代弁者として管理者の地位を与えるかについてはこれらの2面から考察されなければならない。

- 4 本件のように広範な区域の自然を破壊し、種の絶滅に関わる深刻な自然破壊がもたらされる場合、誰かがそれを防衛しなければならない。その誰かとは当該自然と関わりを持つ者である。その関わりを持った個人、団体はその関わりを通じて当該自然に具体的利益を有する者が防衛する権利を持つのである。こうした防衛する権利、言葉を換えて言えば自然を享有する権利は憲法13条に根ざす人格的な利益である。

そして、いかなる者が代弁者としてふさわしいかについては、自然の公益性という点では普遍性を持つ一方、個人、団体の人格的利益という点では個別性を持つ自然の価値の特性を考慮し、また、民主主義社会においては自然のような公共財について個々の個人、団体が公益の代弁者たりうること、こうした考え方の日本も含めた国際的ルール、誰かが代弁しなければ生物の多様性は消滅し、自然が減ってしまうという危機的状況などを総合して勘案して選定されるというべきである。

- 5 コトパンジャン・ダム貯水池の造成のために水没させられた地域は、野生動植物の宝庫であった。野生動物の希少種としては、スマトラトラ、スマトラ・バクなどのほか、様々な野生生物が生息していた。その価値はインドネシア共和国のみならず人類全体の共有財産として尊重されるべきものである。一方、上告人ワルヒは、インドネシア共和国の天然資源や自然環境を適正かつ持続的に管理することを目的に結成され、政策研究の指導、自然環境や天然資源問題に対するアドボカシー活動の指導、自然環境や天然資源の管理に国民一般が参加するように啓蒙活動などを進めており、インドネシア共和国最大で、かつ実績のある環境保護団体である。そして、本件地域についても、スマトラゾウなど自然生態系など天然資源の調査、保護活動を実施してきた。これらの事情から上告人ワルヒには本件ダム開発区域の自然に対してそれを享有する利益があるとも言えるし、同時に開発区域内の自然を管理しうる地位にあるとも言えるのである。

- 6 本件プロジェクトによって本件区域の広範な自然が破壊された。また、スマトラゾウの保護プロジェクトも自然破壊の緩和措置としては機能しなかった。本件ダム開発行為は団体としても自然を享有する権利が侵害されたと言えるし、条理上認められる自然の管理者の地位に基づき自然を防衛できる権限があるとも言えるのである。そして、これらの権利、権限の行使によって生じた費用は加害者である被上告人らに対して請求できると言うべきである。原審はかような上告人ワルヒの憲法上の権利について適切な判断をすることなくワルヒの請求を退けた点で違法があり、変更されるべきである。

- 7 この点、原判決は「自然環境に関する考え方や利害の内容、程度は、具体的な場面において多種多様であり、ある自然環境の保護行為により、利害関係人の財産権、活動の自由、開発利益の享受等を制約される事態が生じ得るため、自然環境の保全の必要性、

保護の程度、保護の態様等を決めるには、関係する多数の者の利害や意見の調整が必要であり、立法又は行政の過程を通じて具体化され、諸利益を調整して実現されるべきものである。したがって、原告ワルヒが主張するグローバルコモンズとしての本件ダム開発区域の自然の管理者としての権限自体が具体的な権利であるということとはできない。」とした。

確かに一口に自然保護と言っても多様な展開が考えられ、開発利益など諸利益との調整が必要になる。しかし、だからと言って全てが政治過程で議論されるものでもない。すなわち、原審が指摘したとおり自然保護にあたって考慮すべき諸利益の一つには自然の利益が含まれていることは明らかである。上告人ワルヒは一つの開発に関連する多様な利益のうち、自然生態系の利益を代弁して主張している。具体的には本件開発区域内の諸利益のうち、本件ダム開発による浸水区域及びその浸水区域と連続性をもって関連する自然生態系の価値、自然生態系の喪失に代わって実施された代替措置（アジアゾウの移動など）の実行性といった自然生態系に関わる利益をを代弁しているのである。この利益そのものは既に存在している利益であり、特定の利益である。上告人ワルヒはこの本件地域の特定の利益の代弁者、代弁する権利を主張するものである。原審は諸利益の利益衡量が必要と言うが、上告人ワルヒが代弁している自然の権利（当該地域の自然生態系の価値）では利益衡量以前の問題を提起しているのである。上告人ワルヒが代弁する自然の権利に対して他の利益があればそれは被上告人が主張し、保護する価値がないとすれば足りる。原審は問題の所在のとらえ方を誤っているのである。

- 8 本件では自然享有権侵害と同時に上告人ワルヒの自然保護活動に伴う請求を退ける原審判断は自然保護活動の目的の下結成された団体としての活動を否定するものであり、憲法が保障した結社の自由を否定するものであり違法である。

第3 インドネシア共和国環境管理法

1 インドネシア共和国環境管理法 38条

インドネシア共和国環境管理法は「現在及び将来の世代の利益に環境面の配慮を行う」と定め、持続可能な開発(sustainable development)を強調する。同法4条には、人間と環境との間の調和の実現、現世代・次世代のための環境保護の実現など6つの目的が記載されている。上記趣旨をもつ環境管理法は、2条にて環境の定義を明確化するとともに、環境破壊をもたらした者に対する行政上、民事上、刑事上の制裁措置を定めた全52条からなる。

- 2 このような環境管理法のうち本件で WALHI の請求根拠となるのは第38条である。環境管理法38条は次の通りである。

第1項 環境管理責任の実施にあたっては、環境団体は環境機能保全の利益のため訴訟を提起する権利を持つ。

第2項 意図している訴訟提起の権利は特定の行為を行う権利を要求する際、実際の費用もしくは実費を除いて、補償を要求しないという制限がある。

第3項 環境団体は以下の条件を満たせば、第1項で意図している通りの訴訟を提起する権利を持っている。

- a 法人あるいは財団であること
- b 当該の環境団体の規約の中で、その団体の設立目的が環境機能保全の利益のためであるとはっきりと述べられていること。
- c その規約に沿った活動をしていること。

上記のように、環境管理法 38 条 1 項では、環境保護団体は環境機能保全のために訴えを提起する権限を持つ。これは公害汚染や廃棄物の不法投棄などによって環境が害された場合に環境保護団体が公益の代弁者としてその除去、環境の回復を求める権限を持つとしたものである。この環境破壊は公害や廃棄物と言った人の生活に直接かかわる利益の外に、自然生態系の保全のための権限も与えている。上記のように、上告人ワルヒは憲法上の人格権として、また条理上、本件プロジェクト区域の自然生態系の管理権限を有する。インドネシア共和国環境管理法 38 条の規定はこの条理を認め、環境団体に自然破壊に対する防衛行動権（本件自然の管理者としての地位）を認めたものである。上告人は 38 条 3 項の団体であり、すでにインドネシア共和国内においてもいくつか、この条文に基づいて訴えを提起している。

上告人ワルヒが上記 a ないし c の各要件を充たすことは疑問の余地はない。現に、インドネシア共和国における環境管理法 38 条に基づく各種訴訟の中でも上告人ワルヒは当事者能力を認められており、上告人ワルヒが同条 3 項の要件を充たすことは明らかである。

被上告人らは、本件円借契約及びそれに基づくコトパンジャンダム開発事業に関わっている。被上告人らは国際法、円借款、先行行為など条理に基づく自然破壊防止義務を負担する。上告人ワルヒはその義務の履行を環境管理法に基づいて本件で求めているのである。また、その保護活動は本来加害者が行うべきものであるところ、それにかかわって上告人ワルヒが実施したものであるから、上告人らが負担するべきものであり、上告人ワルヒは環境管理法に基づいて費用請求したのである。環境管理法は上告人らの自然享有権並びに公益の代弁者たる地位を具体化したものであるが、原審はこれを認めず、上告人の請求を退けた点は憲法 13 条、憲法 21 条に反する違法がある。

以 上